

【法人の概要】

代表者名	理事長 古屋 育男	所管部(局)課	福祉保健部衛生業務課	
所在地	甲府市南口町4-8	電話番号	055-232-1071	
ホームページURL	http://www.seiei.or.jp/yamanashi/	E-mailアドレス	yamanashicenter@seiei.or.jp	
資本金(基本財産)	5,000 千円	設立年月日	昭和59年9月3日	
主な出資者等	出資順位	出資者名等	出資額	出資比率
	1	山梨県生活衛生同業組合連合協議会	3,000 千円	60.0 %
	2	山梨県	2,000 千円	40.0 %
	3		千円	0.0 %
	4		千円	0.0 %
	5		千円	0.0 %
	6		千円	0.0 %
	7		千円	0.0 %
	8		千円	0.0 %
	9		千円	0.0 %
	10		千円	0.0 %
	出資その他	団体(者)	千円	0.0 %
	その他		千円	0.0 %
			5,000 千円	
設立経緯等	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、県に一を限って指定された機関であり、県内の生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図るとともに、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的に設置された。 なお、生活衛生関係営業とは、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、鮎商、食肉業、公衆浴場、興行場、社交飲食業など県民生活に密接な係わりがある18業種である。			

【主要事業の概要】

事業名	内容	事業費(単位:千円)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業1 経営相談指導事業	生活衛生同業組合及び生衛業者を対象とした衛生施設の改善及び経営、融資、税務等の相談指導事業	2,459	2,469	2,469
事業2 標準営業約款(Sマーク)の登録普及促進事業	Sマーク登録制度は、利用者や消費者が生衛業から受けるサービスや商品を購入する際の選択の利便を図る事業	583	161	120
事業3 生活衛生営業振興事業	生活衛生関係営業の衛生水準の向上と振興を図る事業	2,200	2,200	2,200

【組織】

各年度体制	年度	令和 3 年度					令和 4 年度					令和 5 年度							
		職プロパー	県職員派遣	県職員兼務	県OB	その他	職プロパー	県職員派遣	県職員兼務	県OB	その他	職プロパー	県職員派遣	県職員兼務	県OB	その他			
役員等	理事(常勤)	1			1		1			1		1			1				
	理事(非常勤)	9				9	9				9				9				
	監事(常勤)	0	0				0				0								
	監事(非常勤)	3				3	3				3				3				
	評議員	11				11	11				11				11				
	計	24	0	0	0	1	23	24	0	0	0	1	23	24	0	0	0	1	23
職員	管理職	0					0					0							
	一般職員	1	1				1	1				1	1						
	臨時職員	0					0					0							
	非常勤職員	1				1	1				1				1				
	計	2	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1
令和5年度プロパー職員の年齢構成(令和6年4月1日現在)	年齢	~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61歳以上	合計					平均年齢	平均年収					
	男性							0	役員			※	(千円)						
	女性							1	常勤			※	(千円)						
	合計	0	0	0	0	0	1	1	職員			※	(千円)						

※個人の年齢、年収が容易に推定できるため不記載

【経営の状況】

(単位:千円)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
正味財産の状況	基本財産等運用益	1	1	0	△ 1
	受取会費・受取寄付金	285	290	286	△ 4
	受託事業収益	1,660	1,673	1,855	182
	自主事業収益	387	230	59	△ 171
	受取補助金等	16,968	16,953	16,912	△ 41
	その他の収益	103	103	103	0
	経常収入 計	19,404	19,250	19,215	△ 35
	事業費	18,349	17,692	17,721	29
	うち人件費	11,258	11,213	11,140	△ 73
	管理費	1,082	990	943	△ 47
	うち人件費	776	782	778	△ 4
	経常支出 計	19,431	18,682	18,664	△ 18
	当期経常増減額	△ 27	568	551	△ 17
	経常外収入				0
	経常外支出				0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 27	568	551	△ 17	
当期指定正味財産増減額					
正味財産期末残高	8,897	9,466	10,017	551	

(単位:千円)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
財務状況	流動資産	3,950	4,396	4,734	338
	固定資産	5,690	5,811	6,009	198
	資産 計	9,640	10,207	10,743	536
	流動負債	743	741	726	△ 15
	うち短期借入金				0
	固定負債				0
	うち長期借入金				0
	負債 計	743	741	726	△ 15
	正味財産	8,897	9,466	10,017	551
	うち基本財産への充当額	5,000	5,000	5,000	0
うち特定資産への充当額				0	

(単位:千円)

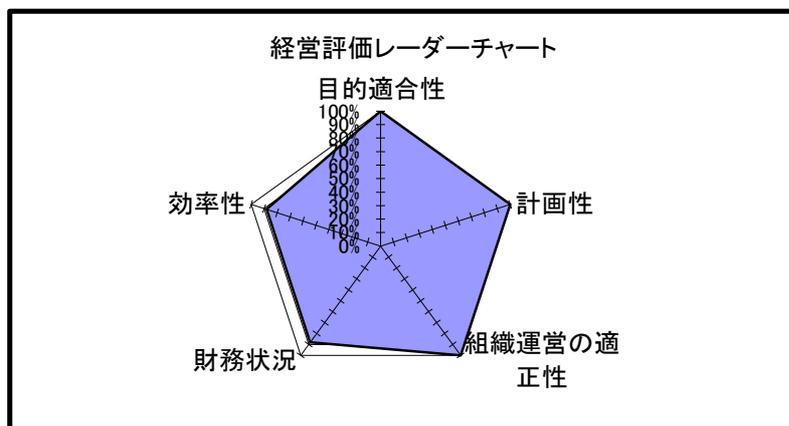
項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減
県の財政的関与の状況	負担金				0
	人件費補助金	11,744	11,744	11,661	△ 83
	人件費以外の補助金	1,394	1,394	1,394	0
	運営費補助金	13,138	13,138	13,055	△ 83
	事業費補助金	3,830	3,826	3,857	31
	補助金 計	16,968	16,953	16,912	△ 41
	人件費委託金				0
	人件費以外の委託金				0
	委託金 計	0	0	0	0
	県支出金 計	16,968	16,953	16,912	△ 41
	県の財政的関与の割合(%)	87.4	88.1	88.0	△ 0.1
県貸付金残高				0	
県債務負担実際残高				0	

【県の財政的関与の状況(令和4年度)】

項目	内容・目的・金額
負担金	該当なし
補助金(運営費)	生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図るため、(公財)山梨県生活衛生営業指導センターの人件費等を補助する。生活衛生関係営業指導費補助金(平成23年度～、県1/2、国1/2):13,127千円
補助金(事業費)	生活衛生関係営業に関する経営相談・指導、苦情に関する指導、生活衛生関係営業に関する講習会の開催、情報の発信、関係組合の振興等に要する事業費を補助する。生活衛生関係営業指導費補助金(平成23年度～、県1/2、国1/2):1,657千円、生活衛生営業振興事業費補助金(平成12年度～県10/10):2,200千円
委託金	該当なし
県債務負担実際残高	該当なし

【自己評価・評点集計】:(経営評価算出表により、法人自らが評価した結果を記入)

評価の視点	評価ポイント	評価項目数	満点	評点	得点率
目的適合性	出資法人が当初の設立目的あるいは公益目的と適合した業務を行っているかを問う視点	3	10	10	100.0%
計画性	出資法人が長期的ビジョンを持って計画的に事業運営に取り組んでいるかを問う視点	3	10	10	100.0%
組織運営の適正性	組織・人事・財務等の内部管理体制が適切に整備、運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切であるかを問う視点	3	9	9	100.0%
財務状況	出資法人の経営の安全性や収益性を問う視点	7	42	37	88.1%
効率性	出資法人の組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているかを問う視点	5	17	15	88.2%
合 計		21	88	81	92.0%



【警戒指標数】

目標達成度	
正味財産増減	
流動比率	
借入金依存率	
債務超過	
県の将来負担見込	
回収不能債権	
県の債務処理補助等	
公益認定基準抵触	

【出資法人の自己評価】:(各評価の視点毎に、法人自らによる分析・検証の結果及び対応策を記入)

目的適合性	生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じ、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益を擁護するための事業を実施に努めた。
計画性	令和2年3月に策定した「第3次経営基本計画」に基づき、事業年度ごとに実施計画を立て目標や推進方策を定め、実効性のある事業の実施に努めている。
組織運営の適正性	定款に基づく業務関係諸規程により適正に組織運営するとともに、生活衛生同業組合、行政機関、日本政策金融公庫との会議等を通じ、情報の共有化と組織の活性化を図った。
財務状況	法律に基づき設置され、国庫補助を受ける法人として計画を定めて事業を実施している。標準営業約款登録店舗の更新継続、新規登録店舗数が少なかったこと等から90%以上の得点率とはならなかったが、概ね良好に運営できている。今後とも限られた予算でより効果的に事業を実施するとともに、自主財源の確保に努める。
効率性	現行の職員体制(常勤2名、非常勤1名)でより効率性を意識し、生活衛生関係営業に係る経営、衛生、融資等の相談指導や生活衛生同業組合の活性化事業等を実施した。2、3、4年度と新型コロナウイルス感染症の影響等で予定していた一部事業が実施できない状況となったが、今後とも、より効率的な運営を行うよう努める。
総合的評価	法人の設立目的である生活衛生関係営業に係る経営の健全化、衛生水準の維持向上並びに利用者又は消費者の利益を擁護するための諸事業を実施している。目的適合性、計画性、組織運営の適正性において高得点を達成したものの、財務状況、効率性においては、90%を下回っていることから、引き続き、事業を着実かつ効率的に実施していく。



対応策	生衛業は零細な個人(家族)経営であることから法令に基づく行政施策を補完するきめ細やかな事業の実施が当指導センターには求められている。今後、第3次経営基本計画を踏まえ関係機関と連携し生活衛生同業組合の活性化を図りながら、生活衛生関係営業に対する相談指導事業、衛生水準維持向上事業、地域の高齢化に伴う健康福祉対策事業、後継者育成支援事業などを実施するとともに、法人として組織運営の適正化を進め、自主財源の確保に努めて財務状況の改善を推し進め、財務状況、効率性の改善に努めていく。
-----	---

【法人担当部局の所見】:(法人所管部局による各評価の視点毎の分析、評価)

目的適合性	生衛業の経営の健全化、施設の衛生水準の維持向上及び利用者または消費者の利益擁護を図るため、相談事業や活性化推進事業を実施しており、活動内容は設立目的に十分適合している。
計画性	令和2年3月に「第3次経営基本計画」を策定しており、計画に沿って今後もより効果的、効率的に事業を実施していく必要がある。
組織運営の適正性	人員構成は適正であり、業務に関する規定(サービス、給与、旅費等)も整備されている。事業内容、経理諸表についても情報公開を行っており、組織は適正に運営されている。
財務状況	事業内容及び人件費は、法令や国の通知、基準予定額で定められていることから、経費縮減は困難と思われる。 自主財源の確保について検討する必要がある。
効率性	法令等で規定される事業の実施にあたり、専門知識を有する職員により、最小の人数で最大の効果を上げるべく努力している。 管理費については、昨年より減少したが、引き続き圧縮を図るよう努める必要がある。
総合的評価	・法令に基づき指定された法人であり、行政施策を補完するきめ細かな事業の実施が求められているが、目的適合性、計画性及び組織運営の適正性の得点率は100%であり、総合評価においても92.0%と、組織は概ね適正に運営されている。 ・財政状況が88.1%であったことから、今後も自主財源の確保に取り組むとともに、より効果的、効果的な事業運営を実施していく必要がある。

【総合評価】:(経営評価委員会、経営検討委員会による総合評価)

総合評価 ランク	A	A 得点率80%以上かつ警戒指標なし B 得点率70%以上80%未満または警戒指標が1 C 得点率60%以上70%未満または警戒指標が2 D 得点率60%未満または警戒指標が3以上
総合的所見	<p style="text-align: center;">得 点 率 92.0 % 警 戒 指 標 数 0</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当法人は、法律に基づき設置され、国庫及び県補助金を主な財源として運営されているため安定した経営がなされており、総合評価はA評価を維持している。 ・法人が主催する生衛業者対象の研修会については、新型コロナウイルス感染防止対策の一環であらかじめ参加者数に制限をかけたことなどが影響し、参加者数が減少した。結果、職員1人当たり役務提供実績が低下したが、これは一時的な減少と考えられる。 ・引き続き、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じて衛生水準を維持向上させることを目標に、県内の生活衛生同業組合と連携を図りながら、利用者や消費者の利益の擁護に資するために必要な事業を継続していくことが求められる。 	



【総合評価に対する今後の対応方針】

<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ後、経済の穏やかな回復基調の中、第3次経営基本計画(令和2年度～令和6年度)の最終年度となることから、目指すべき目標が達成されるよう、着実に事業運営を進めていく。 ・主な財源が補助金であることから、行政施策を補完する生衛業に対する融資に係る知事推薦書の交付や生衛業者に対するHP等による情報発信とともに、生衛業者に対して、情報発信アプリ「せいえいナビ」活用の促進を促すなど、各生活衛生同業組合と連携して中小規模事業者のデジタル化推進支援に努めていく。 ・公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの協力と支援を得て、県内生活衛生同業組合との連携を図り、組合の基盤強化と活性化につながる事業に取り組んでいく。 ・県民生活に極めて関係の深い生活衛生関係営業が、衛生の向上を常に図ることによって地域の健康や福祉等の増進に貢献するため、年度ごとに県内各生衛組合とともに行動計画を策定し今後も引き続き、生活衛生の向上及び推進に取り組んでいく。
--